

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会（第9回）

－議事録－

日時：令和5年3月23日（木曜日）13時00分～14時43分

場所：WEB会議形式

議事：

○江澤保安課長

産業構造審議会第9回保安・消費生活用製品安全分科会を開催いたします。事務局の保安課長の江澤と申します。よろしくお願いします。

本日は御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、横山前分科会長の任期満了に伴い、液石ガス小委員長をお願いしております大谷委員に今回から分科会の会長に就任いただくことになりました。委員の皆様に御紹介させていただきます。大谷分科会長、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○大谷分科会長

今回より産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会長を拝命いたしました大谷でございます。専門は私、化学反応の燃焼をやっております、火災とか爆発というようなことをやっていたのですけれども、だんだん範囲が広がりまして、化学技術全般の安全ということをやらせていただいております、もっと広い意味で言うとリスクマネジメントというようなことをやらせていただいております。

今回、分科会長ということで御指名いただいたのですけれども、燃焼関係の安全の問題というのは結構幅広くて、今回、各小委員会の検討状況を御報告いただきますけれども、私の専門に近いようなところも結構あるなと思っております。何かお力添えができたらしということでお引き受けいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○江澤保安課長

大谷分科会長、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、開会に当たり、事務局を代表しまして、技術総括・保安審議官の辻本から御挨拶を申し上げます。

○辻本技術総括・保安審議官

辻本でございます。

本日は、大谷先生をはじめ、御多忙の中、御参画いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、議題が4点ございます。1つ目が、高压ガス保安法等の一部を改正する法律の進捗状況についてです。これは昨年、この分科会でも御審議いただいたものについて、その後、無事、法案が成立いたしました状況について御報告いたします。

また、各小委員会で活発に御議論をいただいております。この1年の棚卸しの意味を含めて各小委員会の委員長からも御報告をいただければ幸いです。

また、直近の動きとしまして保安ネット。これは後ほど説明いたしますけれども、電子的にどう進めていくかというような、DXを含めて進めていくものであります。

また、水素保安、水素をどのように社会実装していくか、それについて保安の観点から整理をいたしております。それについても御報告したいと思います。本日はぜひ、委員の先生方からの忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○江澤保安課長

辻本審議官、ありがとうございました。これからの議事進行につきましては、大谷分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大谷分科会長

それでは、まず事務局から会議定足数の報告、議題の扱いの確認をお願いいたします。

○江澤保安課長

再び事務局、保安課長の江澤でございます。本日は委員及び臨時委員16名中、御本人14名の御出席をいただいております。分科会の定足数に達しております。本分科会の委員及びオブザーバーについては、配付資料の委員名簿に記載のとおりでございます。議題については先ほど御紹介したとおりでございます。議事次第に従いまして4点ございます。これについて報告等があった上で御討議をいただきたいと思います。っております。

それから、今回、電力安全小委員長及び本分科会の委員として、京都大学大学院から白

井先生に御就任いただいておりますことも併せて御紹介したいと思います。

続いて、議事の扱いです。本分科会は、事前に申し込まれた方が傍聴をしております、開かれた、傍聴可能な審議会となっております。また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、後日、ホームページ上で公開させていただくこととします。

以上でございます。

○大谷分科会長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、議題１、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の進捗状況につきまして江澤保安課長から御説明いただき、引き続いて議題２、各小委員会の検討状況につきまして各小委員長より御報告と所感をいただきます。

なお、討議につきましては、この２件、これらを報告いただいた後、一括で行います。

それでは、江澤課長、議題１についてお願いいたします。

○江澤保安課長

議題１、それから議題２と続きまして進行したいと思います。

資料１を御覧いただければと思います。高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の進捗状況についてでございます。

昨年の通常国会で成立しまして、昨年６月２２日に公布に至ったわけでございます。

内容といたしましては、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化等を踏まえまして、保安規制の見直しが必要だという状況でございました。

それに伴って、法案の概要は、スマート保安の促進、新たな保安上のリスクへの対応、災害対策・レジリエンスの強化、カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備、この３つを柱としまして、高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等の改正を行った次第でございます。

内容につきましては、スマート保安の促進ということでございまして、認定高度保安実施事業者制度を創設しまして、こちらは高圧ガス、都市ガス、ガス、電力、それぞれの分野にわたるものですが、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定しまして、この認定制度の下で保安レベルの向上と人材不足への対応を行っていくということでございます。

2 番目としまして、新たな保安上のリスクへの対応ということでございまして、災害対応・レジリエンスの強化のために、太陽光、風力等の保安規制の見直しを行っています。具体的には、小規模な太陽光や風力設備を小規模事業用電気工作物と位置づけまして、基礎情報の届出、使用前の自己確認、安全性の自己確認等を行っていただく制度になっております。

それから、電事法に倣いまして、ガス事業者間の災害時の連携の強化ということでございまして、災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前提出を義務づけました。

3 番目としまして、カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備ということであります。燃料電池車は、道路運送車両法と高圧ガス保安法の両方の適用を受けていたわけでございますけれども、この規制の一元化を行った。それから、風力発電設備について、登録適合性確認機関による確認制度の創設といった内容になっております。

具体的には次のページ、スマート保安：認定制度の創設の中身でございます。

具体的な認定要件を整備しまして、今年、令和5年の12月頃に施行予定となっております。

内容については、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティへの対応といったところを認定要件としまして、許可・届出の手の在り方として、届出を不要にして、それを記録保存のみでよいといった内容であるとか、許可を届出にするというような形で手の緩和措置を取っています。

認定事業者については保安人員の配置の在り方も、保安人員の柔軟な配置を容認、許容するといった考え方、さらに、自主検査の在り方も事業者による自主検査のみでいいであるとか、それから、検査結果を記録保存に代える、定期的な検査から常時監視に移行することということでございまして、定期的に止めるのではなくて常時監視をして、連続運転の間であるとか定期検査の時期・周期の間を柔軟化して連続運転を可能にするような内容でございます。

次のページ、太陽光、風力の保安規制の見直しでございます。

小規模な再エネ設備であっても事故を起こしているということでありまして、太陽光については10キロワット以上50キロワット以下といった小規模太陽光といった低圧で接続しているような太陽光設備であるとか、風力については、これまで対象外であった20キロワット未満の設備についても小規模事業用電気工作物としています。

これはちょうど施行したところなのですが、令和5年3月20日の施行でございまして、

こういった設備についても電気工作物が技術基準に適合するよう維持しなければいけない。さらに、設備の使用前に安全確認を行う。国に基礎情報、誰が所有者であって、どこに設備を置いて、所在地はどこであるのかといったところを届け出ていただく制度を施行したところでございます。

次のページ、ガス事業法における災害時連携計画でございます。

一般ガス導管事業者に対して、災害時連携計画の作成、提出を求めた制度でございまして、昨年9月1日に施行しまして、一般ガス導管事業者は193社いるのですが、共同で連携計画を経済産業省に届け出ていただいたところでございます。

これは施行済みになっておりまして、次なる災害の対応を可能にしているところでございます。

次に、燃料電池自動車の規制の一元化でございます。

燃料電池自動車等、車載された高圧ガスの70メガパスカルということで700気圧のタンクを積んでいるのですが、この容器や配管は高圧ガス保安法の適用を受けます。その一方、車両全体としては道路運送車両法ということで、いわゆる車検制度の対象になるわけでございますけれども、この2本によって規制されたものを、安全の確保を前提に高圧ガス保安法の適用を除外して道路運送車両法に一元化するというところでございまして、今年の12月頃に施行予定となっています。

その他、次のページ、風力発電設備の登録適合性確認機関制度を創設してございまして、これについても今年の3月施行になっています。

以上をまとめまして、最後の7ページでございます。施行スケジュールのまとめとしましては、昨年6月の法律成立・公布後、災害時連携計画を9月に施行しまして、3月20日に小規模事業用電気工作物等を施行し、今年の12月には認定高度保安実施事業者制度であるとか燃料電池自動車等の規制の一元化等を行いまして、令和8年12月には現行の高圧ガス保安法の認定制度の廃止に至るといったところでございます。

それから、最後のページでございます。審議会資料の誤りについて御報告いたします。

こちらは、法案審議の過程において、法案を検討する前提となった審議会資料に誤りがあったということでございまして、昨年5月に改めて、この審議会を開催しました。誤りがあった資料については、訂正内容を前提としても、これまでの審議会の結論に変わりがないことを御確認いただいたわけでございますが、こうした事態を受けまして、当産業保安グループとして、複層的な確認作業、人員体制の強化等に加えて、デジタル化の推進で

あるとか研修の充実、重大事故・法令違反件数を毎年報告する。何年か分をまとめてやるのではなくて、毎年公表することによって、具体的には年度末の各小委員会で報告していくことになるのですが、こういったことを通じて再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

それから、本件に関連しまして御報告事項がございます。電気保安統計の訂正ということでございまして、こちらは投影のみで対応させていただきます。こちらの資料でございます。

これからお示しするグラフなのですが、供給支障事故件数と事故率の推移を示したものでございまして、出典元は平成30年度電気保安統計というものでございました。事故の件数の総数に誤りがあると判明しましたので、これについて、気づいた時点でしっかり直していくということでございます。

具体的には、電気関係報告規則上の報告対象にならない、これは停電ではないという扱いなのですが、電路、電線を自動的に再開路、つまり再度送電することによって電気の供給支障が終了した供給支障事故は短期間の停電なので、本来は事故件数として計上すべきところではないのですが、ある事業者が誤って事故件数に計上していたということがございまして、全体の数字がずれていたということでございます。

具体的には、かつての審議会で御報告した件数は2万5,310件ということだったのですが、正しくは2万1,872件でございまして、それに伴って次のページを御覧いただきますと、この年は台風が多かったので、増えたのですけれども、これが前年度の1.9倍ではなくて1.6倍に急増したのだということでありまして、それに伴って供給事故率の数字も直しております。赤字で修正しております。こちら、資料の修正が発生しましたことをおわびしたいと思います。

いついつ差し替えたのだということが分かるようにしまして、経産省のホームページ上の審議会の過去の資料を差し替えさせていただくことにしたいと思います。

以上、資料1の説明でございました。

資料2に移りたいと思います。

続きまして、各小委員会からの検討状況ということでございまして、各小委員長から御報告をいただきたいと思いますと考えております。

次のページ、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ということで本日開催になっておりまして、大谷分科会長に就任いただいているところでございますが、この下に、

今現在動いているものとして6つの小委員会がございます。それぞれの小委員会委員長に、審議の最近の状況を御報告いただきたいと思います。

次のページを御覧ください。高圧ガス小委員会は、小川委員長に着任していただいています。

資料の構成は、主な検討事項として、この認定制度であるとか、一元化、それから、高圧ガス事故への対応等々でございまして、それから、開催実績を示し、その次のページ以降に、それぞれが参考資料をつけるといった構成になっております。

それぞれ6つの小委員会について、各小委員長から御報告をいただければと思います。小川委員長、よろしくお願いいたします。

○小川委員

高圧ガス小委員会の小川です。

資料の下の方にあるように、今年度は4回の会議、1件は明日開催されるということですが、既に3回開催して、主な検討事項の内容を審議しています。

それで検討事項の1つ目は、新たな認定制度の詳細制度設計ということで、改正高圧法において新たな認定制度が導入されておりますので、これの詳細設計です。新たな認定制度の要件とか特例、それから審査体制の制度の詳細設計をこれまで2回行って、明日最後のまとめという予定になっています。

特に、スマート保安を含めて大企業のターゲットにしているところが非常に強かったのですが、中小にもできるだけ認定を広げていこうというようなことを小委員会の中では議論していたと思います。明日、小委員会が開催されまして、これまでの議論を踏まえて取りまとめを行う予定です。

委員会はたくさんの意見をいただいておりますが、おおむね事務局からの提案のとおり進んでいっています。

2つ目は、改正高圧法においての燃料電池自動車の件で、高圧法と車両法との規制の一元化、これは先ほど資料1で説明がありましたが、それについてです。具体的には、高圧ガス保安法の適用除外の対象となる自動車の種類と装置、それから、道路運送車両法の体系の下で実施する容器検査相当の検査等を検討し、ほぼ委員の皆様から賛同をいただいております。

3点目は、高圧ガス重大事故で、残念ながら死亡事故が発生しておりまして、フォロー

アップを今回やっていくということで、これも明日、小委員会において審議をしていただくことになっています。

以上、高圧ガス小委員会からの報告です。

○江澤保安課長

小川委員長、ありがとうございます。続きまして、ガス安全小委員会でございまして、5ページ、倉渕委員長、お願いいたします。

○倉渕委員

ガス安全小委員会の倉渕でございます。

令和4年度は、この下にありますように3回開催してございまして、主な検討事項として3点取り上げております。

最初の検討事項ですけれども、これは第28回、直近の小委員会で取り上げたものとなっておりますが、新たな認定制度の詳細制度設計、参考資料3に対応するものとなっておりますけれども、現行の規制の見直しをインセンティブといたしまして、テクノロジーを有効活用した高度かつ合理的なスマート保安の開発と普及を進めるスキームの制度設計についての検討を行っております。

サイバーセキュリティーを考慮しつつ、高度なテクノロジーを活用し、高圧ガス保安法におけるスーパー認定事業者制度を参考に、経営トップの関与の下に、高度なリスク管理体制を確立していこうとするものであります。

現地調査などのエビデンス確認に重点を置くことによりまして、申請書類はできるだけ簡略化を進めるとともに、認定の更新手続などの合理化についても検討を進める予定となっております。

2番目の検討事項というのが、災害時連携計画の記載項目ということで、これは第26回目のガス安全小委員会で取り上げたものとなっておりますけれども、災害時の連携及び協力については、平成28年にガスの小売自由化を踏まえまして、ガス事業者間におけるガイドラインを定めたところでありますけれども、令和4年の災害時連携計画策定届出義務の措置を受けたところであります。

そこで、現状で盛り込む内容といたしましては、災害時における一般ガス導管事業者相互の連絡、従業員の派遣や運用のほか、復旧機材の共通化、情報の共有、地方公共団体等

の連携、共同訓練などを含んだものとなっております。

最後に3番目であります。これも第28回目、直近の小委員会で取り上げたものでありますけれども、ガス事業法における大臣特任制度についてであります。現行のガス事業法が、メタンを主成分に、燃焼を主たる用途として想定しているのに対しまして、これは後で出てくるかと思いますが、水素供給事業では燃料特性や用途に大きな違いがあるということから現行法では十分対応できない可能性があるだろうということを踏まえまして、安全性担保の観点から、現行の技術基準以外にも大臣特認制度を適用することによって、機動的に対応できる制度の創設ということを想定しております。

具体的には、ガス安全小委員会の下部組織といたしまして技術審査ワーキングを設置いたしまして、現行法と同等の安全性が確保できるということを審査、確認するという制度についての検討を行っております。

ガス安全小委員会からは以上です。

○江澤保安課長

ありがとうございます。続きまして、液化石油ガス小委員会、大谷小委員長、お願いいたします。

○大谷分科会長

それでは、液化石油ガス小委員会は下にありますように先週に1回行ったのですが、現在そんなに大きな問題になるようなことはないというように認識しております。

3点、検討事項を書いてございまして、1点目、バルクローリー地方分権対応と書いてありますけれども、これは地方分権が問題なのではなくて、バルクローリーというのは、LPガスを運んでいるタンクローリーですけれども、民生用の場合には液化石油ガス法で、工業用の場合には高圧ガス保安法の許認可対象になっておりまして、地方分権するに当たって、これを一本化できないかという提案があったということでございます。

後で参考資料6-2というのを見ていただくとお分かりになると思いますけれども、民生用でバルク貯槽に供給する場合には保安距離1.5メートル以上で、そのほかの場合には15メートル以上というような制度的な違いがあり、あるいは、安全装置等の違いもあるということで、これを完全に一本化するのは難しいと。共通する部分については、検査結果を利用できるようにするとか、その分の事務負担軽減、手数料の軽減というようなことも

含まれるのだと思いますけれども、そういう方向で検討してはいかがかということでございます。

2 番目、デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項についてというのがございますけれども、これは、液化石油ガスの販売事業者の店頭、店先に標識を掲示しなければいけないということが決まっているのですけれども、デジタル原則ということで、今の時代ですので、ホームページ上でも掲示するように法改正するというところでございます。

ただし、液化石油ガスの販売事業者は中小企業も結構多いので、ホームページがないようなところもあると思われますので、除外規定を設けるという方向で検討することになっております。

3 番目、離島・山間部等における緊急時対応の方向性でございます。これは販売事業者・保安機関が、緊急時に30分でたどり着かなければいけないというルールがございます。30分ルールと書いてありますけれども、これは離島とか山間部ですと、販売事業者・保安機関が廃業等をすると30分以内にたどり着ける販売事業者・保安機関が存在しなくなるということが危惧されているということですね。

これについて特例を設けて対応を行っているということでございまして、地方の行政庁が個別に特例を設けているのですけれども、これを特例の周知・展開を図って、このような特例を設ければ対応できますよというのを周知できるようにしようということでございます。

液化石油ガス小委員会は以上でございます。

○江澤保安課長

ありがとうございます。続きまして、電力安全小委員会、白井委員長、今回からの着任でございます。よろしくお願いいたします。

○白井委員

よろしくお願いいたします。本年1月に電力安全小委員会の委員長に就任をさせていただきました京都大学の白井と申します。

2月28日に行われた電安小委員会につてコメントをさせていただきます。

スライドに出ておりますように検討事項としては3つ上げられておりまして、先ほど御説明がありました電気事業法改正を踏まえた制度整備、2番目として重大事故の発生要因

の分析、3番目として再エネ発電設備に対する規律強化ということをお願いしております。

特に2番目は、先ほど御説明のありました資料1の最後のページ、審議会資料に出ておりました誤り防止策、重大事故の件数を公表という点を踏まえまして、委員会では経産省に報告される電気事故の中でも重大事故を詳細に定義しまして、分析していくという方針を打ち出しております。

重大事故の発生には、特にヒューマンエラーという人的要因、それから、設備要因の両方を考えられますけれども、令和4年度の事事故例では作業手順の誤りなどが多く見られましたことから、まずはヒューマンエラーの観点から情報収集を開始することとし、分析効果と情報収集のコストを踏まえつつ、その項目について委員の御意見をお聞きしているというところです。

今後、分析結果を踏まえまして対策の提案、横展開が議論されていくことを期待しております。

以上、簡単ではございますが、電安小委の検討状況についてコメントいたしました。どうもありがとうございました。

○江澤保安課長

ありがとうございます。続きまして、5番目でございます。火薬小委員会、新井小委員長、よろしくお願いいたします。

○新井委員

新井です。火薬小委員会では審議事項を2つ抱えております。

1つが技術基準の性能規定化ということで、これは平成27年度から取組を進めてきた火薬類取締法技術基準の性能規定化なのですけれども、大分進んできまして来年度、令和5年度の初めまでにその作業が完了する予定になっております。

火薬という、比較的皆さんから怖がられる分野、なおかつ、保安法ではなく取締法という中での、仕様規定から性能規定作業への変更はなかなか大変な作業でもありましたけれども、これが何とか形になってきて先進諸国の仲間入りができるようになったなというところで、委員長としては非常に安堵しているところです。

それから、2番目、デジタル原則への対応です。こちらは、昨年12月に策定されたデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る行程表で、この行程表に基づいて火薬類

取締法令の見直し作業を再来年度、令和6年6月までに行うことになっております。

これも口で言うのは簡単なのですが、一応、アナログ規制として取り上げられた7項目がございますけれども、このいずれかに該当し、かつ、法令改正あるいは解釈の明確化が必要なものとして挙げられた項目が370ございますので、これを1年数か月で行うということで大変な作業になると思います。

並行してデジタル原則への取組を技術基準等に反映させていくという方向で進めたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○江澤保安課長

新井委員長、ありがとうございます。最後に6番目、製品安全小委員会、三上委員長、よろしくお願いいたします。

○三上委員

それでは、製品安全委員会の三上でございます。簡単に御報告をさせていただきます。

製品安全小委員会では、消費生活用製品の重大製品事故の発生状況、また、その対応について報告及び議論を行っておりますが、令和4年度については、ちょうど来週、3月28日に第10回製品安全小委員会を開催することにしております。

そこでの議論を2件にまとめましたけれども、1つ目は、重大製品事故の発生状況、それから、製品安全関連4法の法執行の状況について御報告をして、対応について御議論いただくこととしております。

具体的には、乳幼児の誤飲による重篤な事故が多発しておりますマグネットセット、また、水で膨らむ樹脂製のボールを特定製品として規制の対象にすることとしております。そのことについて御報告をする予定にしております。

また、最近事故が増加しておりますガストーチ、あるいはポータブル電源の規制の在り方についても議論を行うこととしております。

配付資料の中では参考14-1、2、3辺りに具体的な事例も書いております。

また、2番目の議題のほうですけれども、昨今、インターネットモールの利用拡大で、主に海外の事業者により販売された製品に関して法令違反、あるいは重大製品事故が増加しております。こうした状況に対応するため、今年1月に消費生活用製品の安全確保に向

けた検討会というものを設置いたしましたので、その検討会での検討状況について報告をさせていただく予定にしております。

製品安全小委員会としての御報告は以上でございます。

○大谷分科会長

各委員長の皆様、江澤課長、ありがとうございました。

それでは、御報告いただきました議題1及び議題2、これまでのところにつきまして討議を行います。

江澤課長及び各委員長の皆様より御報告いただきましたが、本件に関して皆様より御意見、御質問がありましたら、Teamsのコメント機能、もしくは挙手機能を御使用いただき、御発言の意思があるということを示していただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、まず、田村委員からお願いします。

○田村委員

資料1の4ページ、災害時連携計画の制度化というところについて、防災面から発言をします。

災害時連携計画の制度化については、都市ガスでもやっていこうということで、これが全てのインフラ分野に広がっていくことが危機管理の分野では非常に必要と思っています。

さて、電力分野については10社と書いてあるので、連携も10個ということで、広域度合いにもよるのですが、広域災害であれば1つ2つぐらひは連携する可能性が出てくるであろう、今度一般ガスのほうになりますと193ということになれば1つの地域より複数の事業者が連携しなければならない。

そうなりますと、この計画が実効性を持つためには、これらのマネジメント体制の構築が必要になってくると考えます。危機管理の分野におきましては指揮命令者ということで、まず意思決定者が必要になりますが、これは193のうち、被災地で該当する事業者が、ユニファイド・コマンドにおいて、連携で意思決定をすることが必要となります。これも参画する事業者が増えれば増えるほど、意思決定は難しくなる、または時間がかかることが一般的なので、事前にある程度のルールづくりが必要ではないでしょうか。

それから、オペレーションはそれぞれの事業者が実施するわけですが、リソースマネジメント、資源管理についてはもちろん共同してやる必要があるでしょうし、全体にどう進

めていくかということの調整を含めたプランニングも必要となってくるかと思います。

また、これらを実施するための事務局機能も必要となってきますし、これらのマネジメント機能に対して経産省のほうが助言もして進めていくというような体制をはっきりと打ち出していったほうがいいかでしょうか。

あと、指揮命令のユニファイド・コマンドの中には連絡調整、広報、安全管理の機能が必要になってきます。連絡調整につきましては、他の小委員会においても言及があったようなところなのですが、やはり連絡調整の決め事は非常に必要になってくるということ。それから、広報については経産省等と連携を取りながら、実施されるかと思います。あとは、事業者における対応者の安全管理についても検討する必要がありますので、ぜひとも、こういったものが形骸化せずに力を持って進んでいける、それから、ほかの委員会さんにおきましても、こういった計画が進んでいくことが業界のためではないかと思うところですので、ぜひ、引き続き検討いただければと思います。

○大谷分科会長

ありがとうございました。事務局から何かコメントはありますか。

○江澤保安課長

全部御発言いただいてからまとめてで。

○大谷分科会長

分かりました。それでは、質問を先にさせていただきたいと思いますので、近藤委員、お願いします。

○近藤委員

質問をするのですか。

○大谷分科会長

発言で。

○近藤委員

発言でいいですか。

○大谷分科会長

はい、よろしくお願いします。

○近藤委員

特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細制度設計についてコメントをさせていただきたいと思います。

昨年の5月、6月の国会で、この改正法が可決された際に、審議を踏まえた附帯決議がされております。その中で、衆議院では安全の確保を大前提とすること、参議院では安全の確保を大前提とすることに加えて、認定審査を厳正に行うことがうたわれているところでございます。今年12月を予定しております改正法の施行に向けて、現在取りまとめ段階にある新認定制度の方向性は、この方針を踏まえて議論を積み重ねてきたところであり、賛同いたします。

また、政省令等の公布を6月頃に設定をいたしまして、関係者の間で着実に制度設計を進めてきていただいていることに対して敬意を表したいと思います。今後とも私どもKHKは、国と連携をして、新制度への移行が円滑に進むよう努めてまいります。

このため、地方公共団体や事業者にと丁寧に説明するとともに、許認可等に関する規定を通達や解説で可能な限り明確化し、地方公共団体が運用しやすい制度としていく所存でございます。

以上です。ありがとうございました。

○大谷分科会長

力強い御発言でありがとうございました。それでは、小川委員、何か質問があるということですので、よろしくお願いします。

○小川委員

小川です。まず資料1の3ページの左下の部分に、太陽光の10キロワット未満の部分は

何もない状況というか、ない状況ではないのですかね、ここの部分についての質問なのです。

ここの部分というのは一般家庭の屋根の上にある太陽光発電だと思うのですが、これから爆発的に増えるのではないかと思うのです。ここの部分について、これから規制がどのようなになっていくのだろうという今後の方針を伺いたいというのがまず1点目です。

2点目は、同じ資料の6ページに風力のことがあります、この風力発電は20年間ぐらゐの寿命で設計されていると思うのですけれども、やはりベアリングの不具合とかというのは、今スマート保安で使われているモニタリングといったものが保安の上で非常に有用だと思うのです。それについての対応はどういう状況になっているかというのが2つ目の質問です。

ちょっとチャットに書いていないのですけれども、資料2のほうでもう一点あるのです。25ページで、製品安全小委員会の説明の最後のほうに、インターネットモールを通じた対応がされているということなのですが、説明の中に出てきたマグネットセットとかといった、今回特定製品として規制の対象には入ったのですけれども、特定製品に規定されるまでに結構時間がかかるのです。それまでの間、輸入されやすい状況になっていて、何となく、今の日本の状況は、インターネットで危険なものが容易に日本の中に入ってきてやすいイメージを持っています。

そういったところが、今後どのように対応されていくのかという、3点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○大谷分科会長

ありがとうございます。今のところ、ここまでです。

○江澤保安課長

御質問、御意見ありがとうございます。しっかり受け止めて、政府として対応してまいりたいと思います。

幾つか御質問、御意見等をいただきましたので、コメントをさしあげたいと思います。保安課長の江澤でございます。

まず、田村委員から御指摘をいただきました、ガスの災害時連携計画でございます。か

つて、電事法改正によって、電気事業分野において入れたものを踏まえまして、今回はガス事業193社、導管事業者に対応したという形になっております。

まさに指揮命令系統、大きな会社から小さな会社までいるものですから、特に大手3社、もしくは4社と言われるようなところが、どちらかというと中小のガス導管事業社を支援する形になっていくと。

ヘッドクォーター機能としては、日本ガス協会が、連携計画取りまとめにおいても大きな役割を果たしました。国の連絡体制と広報とを通じまして、こちらの連携計画をつくったものが形骸化しないように引き続き、必要に応じて見直しもあるかもしれませんし、引き続き対応していきたいと思います。

この点についてガス協会もしくは岡本ガス室長から補足があれば、後ほどお願いいたします。

近藤委員におかれましては、まさにKHKの立場で、特別の法人ということで我々の政策の一翼を担っていただくということで、引き続き連携して対応していきたいと思います。

それから、小川小委員長から幾つか御質問いただいた点でございます。まず、10キロ未満の太陽光は住宅用の太陽光でございまして、この電気工作物は小規模事業用電気工作物として位置づけるものでございます。10キロ未満は通常は家庭用でございまして、一般家庭でも屋根全面に太陽光パネルを貼ると10キロを超えるようなものも出てきている状況でございます。

一般家庭は大体4キロぐらいが多いのですが、10キロ未満については、いわゆる電灯契約のほうですね。普通の一般家庭ということでございまして、屋根と一体という形でリサイクルも含めて対応していくことにはなりますが、保安という面ではいわゆる接続ガイドラインであるとか、こういう基準を守って、単独運転をしてしまうと、脱落したときに感電して危ないよといった安全上の、別途の機器の基準のようなものが入っています。

今回の法改正については、あくまでも小規模の事業用の電気工作物でございまして、事業用と言うと大体50を超えるものが多いのですが、10キロから50未満のものもございまして、こういった小規模なものについても使用前の自己確認を行うといったことでございまして、それ以外になると、太陽光については一般家庭用ということになります。

風力については、実は裾切りというのはなくて、幾らでも、小さいものも含めてということでございますけれども、一般家庭用で風力というのはあまり想定されないもので、風力については下限なしでやっているといったことでございます。

風車につきましても、最近も倒壊事故がございまして、ベアリングの件も御指摘いただきました。まさに、事業用の風力については、電事法に基づく技術基準、風力の技術基準というのがあるのですけれども、それに基づく技術基準に適合し、それを維持するという形、それから、定期のメンテナンスを行っていただくという形で対応しているところでございます。

今後、事故の状況等を踏まえて、規制強化の必要があれば対応していくことになりますし、災害対応も含めた事故の発生状況というのは我々として分析をしてみたいと思っております。

それから、マグネットボールについて御指摘をいただきました。特定製品を追加するのは非常に時間がかかるという御指摘でございます。まさに、この問題が提起されて、消費者庁等から我々が要請を受けて、国民生活センターからも要請を受ける中で、この時間がかかるというところは我々の今現在の課題だと考えております。

三上小委員長にも今後、製品安全小委員会のほうで議論いただきますけれども、今、検討会というのを立ち上げていまして、その中で、特に子供用の玩具のようなものについては、指定するまでに時間がかかってしまうと、それまでに事故が生じるではないかということで、その在り方も含めて現在検討しているところでございます。まさに、御指摘いただいたところでございます。

私からの回答は以上になります。もし補足等があれば各小委員長、または団体、担当室長からお答えをいただければと思います。

○大谷分科会長

関連の発言ですかね。小川委員。

○小川委員

関連の発言です。御回答をいただいたのですが、太陽光のほうは家庭用だというのは分かっているのですけれども、例えば、東京都が屋根に家庭用をもっと増やそうというような動きも出ていますし家庭用がすごく増えると思うのですね。それに対して、事業者ではないというなら、そのとおりかもしれませんけれども、それへの対応を今後どのように考えておられますかというのが私の質問内容でした。

それから、もう一つ、風力のほうは大きい、小さいの問題ではなくて、スマート保安の

考え方を入れて、スマート保安の一環としてモニタリングを取り入れていったらと。そこにあまり書いていないように思ったので、それを取り入れてほしいというのが私の気持ちでした。

以上です。

○江澤保安課長

ありがとうございます。まさに、スマート保安の対応についても電気分野は非常に重要でございますので、センサーであるとか、カメラであるとかといったもの、それから、音を感知するようなセンサーといったところの活用もあるということでございます。前田電安課長、何か補足等があればよろしくお願いします。

○前田電力安全課長

ありがとうございます。電力安全課長です。

2点いただいていて、太陽光の10キロワット未満の話は、まさに、この法改正のときにも検討がございました。江澤課長から御説明したように家庭用です。その前提として、産業界が自主的にガイドラインをもって規制というか、一定のルールを守って、メンテナンスもしていただいているということをもって、今回、法規制の対象の外と整理をしたところでございます。

東京都の事例もございます。この後また状況が変わってくれば必要な検討をしていく必要があらうかと考えているところでございます。

もう一つ、風力のところのベアリングの不具合を見る技術の御指摘もございました。発電設備、電源設備に限らずスマート保安を入れていくということは我々、人口減少の観点からも必須であると考えております。その上で、風力につきましては、一体どういうスマート保安技術があるのかということ、それは風力に限らないのですけれども、いろいろな技術の情報を今集めている状況でございます。その上で、まさに、この風力に適した技術があれば横展開していく、場合によってはインセンティブをつけることで何か広がりが見えられないかみたいな議論を展開していくことになろうかと思っております。

以上です。

○大谷分科会長

ありがとうございました。ちょっとお待たせしてしまいましたけれども、倉渕委員、災害時連携のお話ですかね。よろしくお願いします。

○倉渕委員

補足させていただいてよろしいですか。災害時連携について、193社が災害時にきちんと連携できるのかという形でのコメントをいただいたと思いますけれども、もともと日本は国土の性格上、ある頻度で地震が起こるのは避けがたいということで、ガス導管のように埋設されているライフラインの場合にダメージを受けることは避けられないということから、これまでも繰り返し発生してきた災害に対しましてガス事業者さんは、主にガス協会さんが音頭を取りまして、迅速な復旧に対する災害時の連携協力体制はできておりました。

今回の動きというのは、そうした災害時の連携協力というのをより組織化し、国としてもオーソライズして、さらに改善していこうという動きでございまして、これまで連携があまりできていなかったということではないということについては、ぜひ御認識いただきたいと思います。

以上です。

○大谷分科会長

ありがとうございます。岡本ガス安全室長からも補足があるみたいですので、よろしくお願いします。

○岡本ガス安全室長

ガス安全室の岡本でございます。

今、倉渕委員長がおっしゃったとおりでございまして、田村委員がおっしゃった事務局機能を日本ガス協会が担うことは、今までの経験値がございまして、これからもガス協会が担ってこととなっています。他方、国と事業者の間でのもろもろの連携についてはご認識の通りで、今後、訓練等を通して一層深めていく必要があると考えてございます。

私からは以上です。

○大谷分科会長

田村委員、お願いします。

○田村委員

大変失礼いたしました。そういう意味ではなくて、現場で連携をして復旧を進めていただいていることは重々承知しているのですが、災害時連携計画の意味は、今ほど御担当からおっしゃっていただいたように、それを国の中に正式に位置づけていくという、1つ格、レベルが上がるようなところを目指すべきだと思います。

それなので、各業界で、これまでいろいろな形で進められてきたものを、1つ標準化して、国民に見せることによって、説明力があがります。また、経産省においては、国との連携をこのようにするのだなということが可視化できるかと思いますので、あえて申し上げたところです。御不快な思いをさせてしまったのであれば、大変申し訳ありません。

○江澤保安課長

ありがとうございました。全く問題なく。御指摘を踏まえて、先ほどのユニファイド・コマンドであるとか、実はガスの復旧をしようとするときにアタッチメントが合わないとかといった問題もありますので、そういった機器の統一のところ、これは電気でも当然あった議論なのですが、連携をするときに用語が合わないとか道具が合わないといったことも含めて、現場できちんに対応できるようなことを、連携計画がちゃんと動くように対応していくということで考えていきたいと思っております。

○大谷分科会長

お時間はまだ余裕があるみたいですが、ほかよろしいでしょうか。では、竹内委員、お願いします。

○竹内委員

よろしいですか。では、お時間があるということでしたので、単純なコメントまででございます。

資料1に示していただいております前回の検討も参加させていただいておりましたけれども、このときに議論していたメンバーで本当に重要視していたのが、スマート保安という形で、これから人手を確保することが難しくなってくる中で、どういう形で安全の担保

をしていくかといったようなところ、要は省力化をきちんと進めていくというようなところが根本として、国の要請としてあったというように認識しております。

こういった中で、法律がいろいろありましたけれども、無事に通ったということで、概要を示していただくところに来たというのは非常に感慨深く拝見しておりますが、これを実装していく段階で、やはり、こうやって変わったことによって人手をかけずに、ほかのところに、より安全の中核のところにかけるようにできるようになっていくということを事業者の方に実感していただくのが一番大事だと思います。

そうした実装の中において今までの、ある意味で書面的な、手続的な、確認的な作業というところを徹底して省いていく、そのかわりに安全の中核のところに関心を割くことができるようにしていくといったところで、実装段階、かなり細かいつくり込みにおいて重要になってくるかと思うので、引き続きお願いできればと思います。

1点だけちょっと申し上げさせていただくと、今話題になっておりました太陽光の住宅用の部分。ここは本当に重要な論点で、事業用か家庭用かを問わず、何か保安というものに対して、きちんと議論するという歯止めの役割をここが担っているというように思いますので、ここから家庭用の太陽光が増えてくる、しかも、野ざらしで、非常に大きな容量を持つ電化製品というようなものが身の回りに大きく普及してくるといったようなところ、加えて、これが不動産という形になりますので、例えば空き家問題等とリンクして考えてくるといったところも非常に重要になってくようと思います。

こちら、ある意味、普及してしまってから後追いで保安を考えるということになりますと非常に難しい状況になってくようかと思うので、こちら委員アドバンスで検討していただくといった形でお願いできればと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○江澤保安課長

ありがとうございます。御指摘を踏まえ考えていきたいと思っております。

保安に特化した産業保安、消費生活用製品安全部会ということですので、小川委員からも御指摘いただいたところでございますが、保安のみならず、住宅用の太陽光をどうしていくのか、ここは経済産業省全体として考えていかなければいけないものだと考えています。

まさに、保安の問題、リサイクルの問題、さらに電力系統と接続の問題、いろいろな問

題、課題がございますので、有望な分野ではあるのですけれども、それに伴って対策も考えていく必要がある分野だと考えております。

○大谷分科会長

ありがとうございました。ガス協会さん、何かちょっと手が挙がったような気がするのですけれども、よろしいですかね。では、日本ガス協会さん、お願いします。

○日本ガス協会

御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。日本ガス協会でございます。

資料2にあります小委員会の検討状況につきまして、コメントさせていただければと思います。

まず、ガス安全小委員会のところでございます。6ページの認定制度につきまして、都市ガス業界といたしましても制度の活用をし、スマート保安の推進を通じた保安レベルの維持向上につなげてまいりたいと考えております。

都市ガス事業につきましては、官民が連携して、自主保安化が進展しているかと思っております。これまでも届出や検査頻度の見直しが行われました。また、操業停止を伴わない検査が多いといった特性もございますので、このような都市ガスの事業の特性に応じて、今後、インセンティブとのバランスが取れた制度設計をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、9ページ、先ほど御議論いただきました災害時連携計画のところでございますが、岡本室長や倉渕委員長からコメントがありましたように、こちらは昭和39年の新潟地震を契機といたしまして、協会としても非常時における応援要綱ということで、どのように応援すればいいかについて、先ほど田村委員からありましたコマンド、指揮命令系統、組織といった詳細を構築したものがございます。

各地震ごとにガス安全小委の皆様にも御議論いただいて、足りないところをバージョンアップさせてきて、まさに、今回の災害時連携計画にはその内容を織り込んだ形で、電事法とも併せて、経済産業省の皆様とも御議論させていただいてつくってきたというように認識しております。

ただ、これが終わりではなくて、これからも絶えず進化させていきたいと思っております。そういった中で、南海トラフとか直下型地震といった大規模災害における保安の確保と早期復旧に向けましては、ガスシステム改革時にまとめられました連携協力ガイドライ

ン、また、今回届け出ました災害時連携計画を下に、導管事業者、小売事業者が連携して、人海戦術とスマート保安を組み合わせ、実効性のある対応の強化に努めてまいりたいと思っております。

最後に、スライドの10ページでございますガス事業法における大臣特認制度につきましては、性能規定化が進んだ、ガス事業法の技術基準への影響も含めて、水素の物性を考慮しながら、ぜひ慎重な議論をしていただきたいと思いますと思っております。

私からは以上でございます。

○大谷分科会長

積極的に対応いただいているようでありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問等がありませんようで、出切ったようですので、次の議題に移りたいと思います。

続いて議題3、保安ネットの整備状況について、続けて議題4、水素保安をめぐる状況につきまして、佐藤産業保安企画室長から御説明いただきます。

なお、討議については、これらを報告いただいた後、一括で行います。佐藤室長、お願いいたします。

○佐藤産業保安企画室長

今御紹介をいただきました産業保安企画室長の佐藤でございます。私から議題3、議題4につきまして、資料をそれぞれ3と4を用いて御説明させていただきます。

まず資料3、保安ネットの整備状況につきまして御説明させていただきます。

ページをめくりまして、右下、2ページを見ていただければと思います。まず、この保安ネットでございますけれども、産業保安分野、製品安全分野を対象とした産業保安グループの電子申請システムでございます。本省、監督部、事業者の皆様をつなげる制度運用の屋台骨になっており2020年1月から運用させていただいているということでございます。

次のページをお願いいたします。こちらの利用状況でございますけれども、足元、2022年9月という状況まで、84%まで高まっているということでございます。

これは、オンライン化の対象手続のみを分母にした数字でございますが、足元8割を超える状況まで高まっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。これまで約3年ほど運用してきた中にお

いても、様々な改善要望なども出てきてございまして、業務効率化とか利便性向上の観点から、例えば、作業の省略化、効率化といったところにつなげていくことができないか様々な意見を得ているというところでございます。

続きまして、6 ページ目をお願いできればと思います。

来年4月に、新しいシステムへの見直しというタイミングに来てございます。したがって、この見直しのタイミングで、様々な利便性の向上にもつなげていくことができないか、また、対象手続を拡大していくことができないかということでございます。

このスライドのとおり、この保安ネットの対象、現状では約50手続でございますけれども、政府全体で行政手続をオンライン化していくという方針の中で、約1,100の手続に拡大していくことができないかと。

その内数になりますけれども、現在、国を対象とした手続しか対象ではございませんが、自治事務ということで、注4にも書かれてございますが、高圧ガス保安法をはじめといたしました4分野5法令といったものも対象として、自治体の皆様にも、この保安ネットを活用して、より効率的な手続を進めていくことができないか考えてございます。

次のページをお願いいたします。まず、右下7 ページ目のスライドに書かせていただいているとおり、オンライン化という観点において都道府県の方に、これは令和3年度に確認させていただいていた調査でございますけれども、現状として、やはり半数程度オンライン化されていないというような状況もございます。

ですので、こういったところを確認させていただいた上で、オンライン化に期待する声というものもございますので、しっかり対応していく素地があるのではないかとということでございます。

続きまして、右下8 ページ目でございます。今年度は、実際に一部の自治体の方に保安ネットを疑似体験していただきました。そのときに前向きな声もいただいておりますし、新しいシステムへの対応ということでございますので、慎重な声もいただいているということでございます。

ただ、こういった手続をより効率的にしていく、まさに、デジタル化を前提として、そこからさらにDXということで付加価値を得ていくといったところにも、こういった手続をオンライン化していくことが必要だというように考えてございますので、実際、丁寧に議論を進めていきたいというように考えてございます。

このページの一番下にも書かせていただいておりますけれども、来年度は、2024年4

月から稼働するに当たっての最後の準備期間のフェーズにあるということでございます。
したがって、幾つかの自治体の皆様に先行して取り入れていただけないかというところの声かけもさせていただきまして、自治事務のところの分野、保安ネットの拡大を進めていきたいということでございます。

実際、保安ネットはどういったところに利便性があるのかという一例でございますが、右下9ページ目、今スライドに映させていただいてございますとおり、様々なデータを集計するような機能もございます。その結果、先ほど重大事故とか法令違反という話もございましたが、そういったものを、このデータシステムの中で集約する。

システムの中で集約すると何がいいかということでございますけれども、これは冒頭の資料1にもございましたが、資料の集計ミスといったところも防げるということでございます。実際に得られたデータから、さらに政策に反映できるような情報もここから見えてくるのではないかとということでございまして、これは、特に我々、規制当局サイドにおいても有益な情報として活用する部分を得られるのではないかとということでございます。

今後のスケジュールでございます。右下10ページ目をお願いできればと思います。2024年度以降のスケジュールを書かせていただいておりますけれども、まさに、来年1年間をかけて、しっかりとした開発を進めていくことと、来年の4月に切替えのタイミングがあるということでございます。慎重に整備を進めていくこと、サービスを順次拡大していくというフェーズも併せてまいりますので、自治体の方への御案内、また、事業者の方への御案内を含めて丁寧に進めていきたいと考えているところでございます。

まさに今後、保安グループの産業保安、製品安全分野の屋台骨になっていくシステムだと考えてございますので、丁寧な対応と、また、積極的な活用につながっていくような対応を進めていきたいと考えてございます。

資料3の説明は以上でございます。

続きまして資料4、水素保安をめぐる状況ということで資料を御用意させていただいておりますので、御説明申し上げます。

まず、スライドをおめくりいただきまして、右下1ページ目でございます。こちらは、当分科会の中におきましても令和3年12月にお取りまとめいただきました報告書の中で、水素保安の全体戦略の策定が2022年度中を目途に、早急に検討すべきだという御示唆もいただいております。そういった背景もございまして、水素保安全体戦略の必要性についての議論が必要ではないかということで、今日御紹介させていただいております。

今後、水素の大規模消費が実証段階から社会実装に段階的に進んでいくということでございまして、特にこれまで、水素ステーション、また、燃料電池自動車といったところを中心とした水素の利用範囲が、この赤枠のとおり様々なバリューチェーン全体に広がりつつあるということでございます。こういったところを見据えると中長期的な、2050年を視野に入れた当面の行動指針が必要ではないかということで、水素保安戦略の策定に向けた検討を検討を進めてきたところでございます。

右下2ページ目でございます。水素というものは物質特性がございます。具体的に水色の枠に書かせていただいておりますけれども、分子が小さくて漏えいしやすい、爆発しやすい、分子が小さいため金属材料を脆化させやすいということでございますので、こういった点に配慮する必要性がある。特に、安全を司る産業保安当局におきましては、こういった点を十分に留意した上で、安全の確保を前提とした利用環境を促していくことが必要ではないかということでございます。

一例として、大型液化水素タンクの導入に伴う課題ということを書かせていただいております。こちらは現行、LNGタンクを前提とした保安距離、離隔距離を考えると、液化水素を大量に貯蔵する場合、LNGは2倍の離隔距離が必要になってくるということを指摘いただいているところですが、科学的に合理的なデータを得つつ、しっかり実証を行った上で、規制の合理化・適正化を検討する必要性があるということでございます。

また、次に右下3ページ目をお願いできればと思います。国際的な水素保安規制の現状ということで1枚入れさせていただきます。

世界で今どういった、特に利用環境、整備を進めているのかということでございます。やはり様々な推進側の取組が進められてございますけれども、保安の観点を見ると、個々に取組が進められているところでございますが、先ほど冒頭1ページ目でお示したようにサプライチェーン全体を進めていくための保安規制の体系の確立というものは、まさに今後の課題でございまして、このスライドから見るところとしては、欧米、諸外国を中心として我々も意見交換をして、世界とハーモナイズされた規制環境を構築していくことが、やはり必要になってくるということでございます。

こういった点を踏まえまして、次のページでございまして、水素保安戦略検討会というものを昨年8月から、これまで6回にわたる審議を重ねてまいりました。横浜国立大学の三宅先生に検討会の委員長を務めていただき、これまで6回の議論を行いまして、ちょうど先週3月13日に中間的な取りまとめを公表させていただいているところでござい

ます。

今日は、その中身、ポイントとなる点を4点ほど御紹介させていただきます。

次のページをお願いできればと思います。

まず1点目の柱、科学的データ等の戦略的獲得でございます。こちらは、保安規制を今後全体的に見直していく場合、とにもかくにも客観的なデータ、科学的なデータが必要であるということでございます。大型液化水素タンクですとか、高圧水素パイプラインですとか、これから大規模な、水素利用を前提とした技術開発プロジェクトが、NEDOの予算を使って進んでいるというところでございます。

技術開発も必要ではございますが、先ほど申し上げたような離隔距離を見直すということであれば、保安基準の見直しに資するデータを、戦略的に取っていく必要があるということで、こういったところに規制当局も参加して、戦略的に対応していくということがまず一番大事だという点でございます。

その上で、次のページをお願いできればと思います。技術基準の統一的運用ということでございます。まさに、今得られたデータを前提として技術基準の見直しをするということでございます。

技術基準がそれぞれ法令ごとにばらばらになってしまえば、特に利用される事業者の方は困ってしまうと思いますので、この点は一番コアとなるであろう高圧ガス保安法を中心に、そこで得られた技術基準というものを、産業保安法制の中で言えば運営ガス事業法、電気事業法、また、他省庁の産業保安関係、また、規制との関係においても共通化していくということも、取組として大事ではないかということで、シームレスな保安環境を構築し、技術基準を統一的に運用していくところにも取り組んでいきたいということが2つ目の柱でございます。

3つ目の柱といたしまして、次のページ、7ページ目をお願いできればと思います。第三者機関の活用ということを入れさせていただいております。これから大規模な水素の活用が進められるということでありますと、やはり、水素のノウハウ、経験を集約された中核機関が必要になってくるのではないかと。そういったところを担っていただけるような第三者機関の存在が不可欠ではないかということでございます。

具体的にドイツの例を書かせていただいておりますけれども、例えば、高圧ガス保安法の中では、高圧ガス保安協会が今水素センターを立ち上げて、こういった点に取り組んでいただいておりますけれども、第三者機関の能力拡充、機能強化によって、技術面で

後押しをしていく、社会システムとしていく、こういったところも大規模な水素利活用を前提とすれば必要ではないかということでございます。

最後の柱として、右下8ページ目でございます。4つ目の柱、人材育成・大学の活用ということを入れさせていただいてございます。

水素保安を担っていくのは人でございますので、この新しい分野を支える厚い人材プールが必要ということです。九州大学、横浜国立大学、山梨大学では、水素を中心とした分野、専攻をつくられているところがあるというように承知してございますけれども、こういったところを社会全体で支えて、水素社会を実現していくところを後押ししていく、こういったところを柱とした水素保安戦略を策定したところでございます。

最後のページに、中間取りまとめ、全体像をお示しさせていただいてございます。この中の一部を今御紹介させていただきましたが、まさに、官民の行動指針として、このようなものを取りまとめさせていただきましたので、今後、個別具体的な課題に対応していく1つの指針として活用させていただきたいというように考えてございます。

中間取りまとめという点につきましては、ちょうど今、資源エネルギー庁のところで水素産業戦略というものの議論もされているところでございますので、そういった議論の動向も踏まえまして最終的な取りまとめも考えていきたいということでございます。

私からは以上でございます。

○大谷分科会長

佐藤室長、ありがとうございます。以上、議題3と4について討論を行いたいと思います。委員等の皆様より御意見、御質問がありましたら、先ほどと同様、Teamsのコメント機能もしくは挙手機能を御使用いただいて、御発言があるということをこちらに伝えていただければと思います。

順番に指名させていただきますので、指名があるまでは音声はミュートのままでお願いいたします。それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

ありがとうございます。特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤でございます。

水素保安戦略の中間取りまとめにつきまして、3点コメントをさせていただきます。

1点目でございますが、水素保安戦略の位置づけでございます。

ただいま御説明いただいたように、3月13日に水素保安戦略が中間取りまとめとして公表されたところでございます。他方、現在、2017年に策定された水素基本戦略の改定に向けた議論と、水素産業戦略の策定に向けた議論が始まっております。水素社会の実現のためには、水素保安戦略が水素基本戦略や水素産業戦略とうまく連動し実効性が高まるようにすることが重要であります。政府全体の戦略の中でしっかりと位置づけていただけるようお願いをしたいと思います。

2点目は、優先して取り組むべき分野の具体化、明確化についてでございます。

優先的に取り組むべき分野を具体化、明確化することにより関係者間での認識が共有され、より普及促進が図られると考えております。KHKでは、水素のサプライチェーンの上流側となる大型液化水素貯槽、水電解装置について、課題解決に向けた取組を進めております。そのほかにも、水素、アンモニアの混焼、専焼発電、水素還元製鉄などの技術開発を進められておりまして、今後、社会実装に伴い生じる様々な課題について皆様と協力して取り組んでいく所存であります。

3点目は、国際標準化など、国際的な動向について申し上げます。

国際的な水素サプライチェーンの構築を日本が主導していくためには、日本の技術が先行している液化水素の運搬、貯蔵や発電タービンによる燃焼などをしっかりと整理いたしまして、国際標準化を戦略的に行っていく必要がございます。

KHKでも、大型液化水素貯槽の分野をはじめ、国際標準化を視野に入れて取り組んでいきたいと考えております。国際標準化を進めるためには海外動向の把握が重要でございます。KHKも海外の水電解装置の開発動向を調べるため、年明けからイタリアのエナプター社、また、アメリカのネル社の工場も訪問していろいろと意見交換をし、情報収集をしているところでございます。

また、韓国では2020年2月に水素経済育成及び水素安全管理に関する法律というのが制定をされて公布されております。この法律の中の経済育成分野については、2021年2月に施行されました。1年遅れまして2022年2月に安全管理分野が施行されております。このように、水素に係る制度整備が進められているところでございます。私どもは、今年の6月に韓国で開催予定の韓国ガス安全公社との定期協議の機会を捉えまして、韓国の取組や、今年1月に韓国で開所いたしました水素体験教育館等につきましても調査することを計画しているところでございます。

これらにつきましては、調査後にまたお時間をいただきまして情報提供をさせていただ

きたいと考えております。

このように、水素の社会実装を進める上で、安全の確保は大前提であります。一度事故が発生すれば、水素の普及に遅れが生じることになるわけでございます。そのために、しっかりとした保安という土台の上に、振興という家を建てて、メンテナンスしていくことが大事だと考えております。KHKは、この戦略で示されている第三者機関としての期待に応えるべく、高圧ガス保安の専門家としてのこれまでの経験、知見を生かし、保安と振興の両面から貢献できるよう、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○大谷分科会長

ありがとうございました。積極的に取り組んでいただいているということがよく分かる御発言だったと思います。

次ですが、内山委員、お願いいたします。

○内山委員

神奈川県の内山です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。2点ほど、スケジュールの件で質問をさせていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

1点目は、まずオンライン化のほうなのですが、2025年から一部の自治体での導入というスケジュールが示されたのですが、オンライン化につきましては経済産業省様と私どものほうで一部議論させていただいていた中で、全くやられていない自治体と、私どものように一部導入している自治体と、そのレベル差がかなりあることをお話しさせていただいた中で、一部導入する自治体というのは大体いつ頃経済産業省様からお声がかかるのか、手を上げるのか、そこら辺のスケジュール的なところを、お話しいただける範囲であればお教えいただきたいというのがまず1つ目の質問です。

2つ目は、水素の保安に関する技術基準の点なのですが、私ども地方自治体でございますので、これから激動のエネルギー政策の中で水素タンクの関係、御相談等がないとも限りませんので、こちらもスケジュールのほうなのですが、国の法律のほうの基準というのが、御検討の結果いつぐらいに道筋が見えるのか。そこら辺、今分かる範囲でお教えいただければと考えております。

以上です。

○大谷分科会長

ありがとうございます。地方自治体として気になるところだと思いますので、佐藤室長、お答えできる範囲で。

○佐藤産業保安企画室長

内山委員、いつも大変お世話になっております。産業保安企画室の佐藤でございます。

まず、保安ネットの関係のスケジュールでございます。今年度も本当に御協力いただきましてありがとうございます。お声がけをいつからするのかというと、実はまさにしようと思ってございまして、やはり、先行される導入自治体の方、特に高圧ガスのところを対象として、最初の先行のところは2024年度と申し上げましたが、2025年1月からを念頭とした、特に自治事務の運用を考えているというところでございます。

その上で、そこを前提とした自治体様の公募というところを、早ければ来週にもということを考えてございまして、他方、特に御協力いただきました自治体の方、特に御関心のある方には私どもが直接お伺いさせていただいて少し意見交換させていただきたいなと思っていたところもございます。

そういったところも踏まえて、このシステムの御協力というところに終えられればと考えてございます。また、システム面での詳細な詰め方については個別に御連絡さしあげたいと考えております。

その上で2つ目ですね。あと水素保安の関係でございます。特に技術基準という観点で、大型の液化水素の貯蔵タンクというようなお話を少し引き合いに出していただけたかなと思ってございます。この点につきましては、ちょうど来年度のNEDO様の委託事業……すみません、最終的に決まったかどうかというところは定かではございませんけれども、うまく手続が整えば来年度から、この離隔距離の見直しに向けたデータ取りとか具体的な検討が進められるということを承知してございます。

したがいまして、その検討の過程の中で、具体的に離隔距離をどうしていくのかというところが今後明らかになっていくところでございます。

したがいまして、今この瞬間、いつということではございませんけれども、少なくとも

来年度いっぱい、さらに言うとな時間的にはもう少しかかってくる部分もあるかと思いますが、こういったところも議論の中で、特に水素保安戦略の中では、今日御紹介さしあげられなかったのですが、自治体の皆様にもしっかりと情報発信していくというところが1つ、柱として書かせていただいておりますので、そういった機会を通じて、この具体的な国側の動きについても積極的に発信させていただきたいと考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○大谷分科会長

よろしいでしょうか。

○内山委員

はい。ありがとうございます。また個別に御相談させていただくかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○大谷分科会長

分かりました。それでは、続きまして、菅原委員、よろしくお願いいたします。

○菅原委員

ありがとうございます。私からは保安ネットについて、質問とコメントをさせていただきます。

まず、この産業保安、製品安全関連法令に基づく申請届出の件数は、年間25万件と膨大で、こうした産業保安行政の電子申請を可能にする保安ネットは大きな役割を果たしていると思っております。

今回、利用率が80%を超え、2021年度から飛躍的に伸びておりますが、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

質問は、4ページ目に改善してほしい点がありましたが、これらは精査して早く解決していただきたいと思います。現時点でどのような対応を考えていらっしゃるのか教えてください。すぐに取り組みそうなものもありますが。

それから、コメントですが、次期保安ネットについてはかなり検討を進められているようでございますが、自治事務がゆえに難しい面もあるとは思いますが、ぜひ推進していた

だく、その際に幾つか留意する点があると思います。

1 つは、オンライン化によるコスト削減の見える化が推進には必要ではないか。また、B P R の観点。オンライン化した際の手続や業務そのものが本当に必要なののかも含めた業務の見直し、また、ローカルルールの問題が阻害しないかという点。各地現場の事業に合わせてカスタマイズがされていると思うので、保安ネットを構築するときと同様に D X 化を一体化したシステムとする必要があるのではないかという点が導入の際には重要だと思います。

また、導入には自治体間に差があるようですが、導入サポートの仕組みづくりが重要だと思います。先ほど佐藤室長から話がありましたが、既に複数の自治体の方から意見を伺って進めていっているようですが、自治体の精神的・物理的負担をどう解消して、前向きに進めていくかという仕組みづくりも重要だと思います。

そして、今、利用されるシステムを使えるシステムから、蓄積したデータを利活用した付加価値を生むシステムに如何に転換できるか鍵になると思いますので、この辺も、ぜひ検討いただければと思います。

最後に、各分野のシステム化で問題になるのが、法とシステム構築の問題だと思います。変化する、進化するデジタル技術に柔軟な対応をしていくためには、システム要件に関わることを法律で縛ってしまうと迅速な対応ができないなどの問題があがるので、法とシステムの問題に着目していく必要があると思います。当然ながら、安全性の確保というところは十分配慮した上でのデジタル技術の活用をする必要があると思っております。

○大谷分科会長

ありがとうございます。佐藤室長、お答えできますか？ お願いします。

○佐藤産業保安企画室長

ありがとうございます。多岐にわたる御指摘、まさに、おっしゃっているとおりだろうなと私も伺ってございました。このシステムを活用させていただく中において、B P R、日本語で言うと業務改善と言うのですかね、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングというところで様々な見直しというものが、実はシステムを導入することによって結果としてつながってくるのではないかということは、私どもも大変認識させていただいてござい

ます。

ですので、例えば、様式が結果として統一されるとか、実際紙でもらっていた仕事のやり方と、電子的に見ていくやり方と、仕事の仕方も全然変わってくるのではないかという部分があります。そういった点は私ども国とか自治体の方だけではなくて、事業者の方の視点も当然あるかと思っております。したがって、こういったシステムを導入していく過程の中で、そういった声を拾えるような取組は、やはり継続して進めさせていただきたいなと思っております。

他方で、最初から様々な様式を統一するところが出発点になってしまいますと、なかなかシステムの活用も進んでいかないという部分もございますので、順番はしっかり考えさせていただいた上で、さらに御指摘ございましたDXみたいなところにもつながっていくようにということも考えさせていただきたいなということでございます。

まさに、アジャイル型のシステムということでございまして、その活用が、時間軸とともにシステムもバージョンアップしていくということだと思っておりますし、実際利用していただける自治体の方にも、このシステムは魅力的だなというように感じていただいて、ぜひ取り込んでいきたいなと考えているところでございます。

したがって、この資料の中にも様々、参考ということで少し変えさせていただきましたが、先ほど職員からの声の中で、もしあるとすれば最後、13ページ目に参考3というように入れさせていただいております。例えばリマインド機能ということで、定期的に報告されるということであれば、当然システムならあらかじめ事業者の方にお伝えすることができますよね。

こういったところで、例えば、届出漏れが結果として法令違反につながってしまうということであれば、システムの中である種、こういったところを改善していきたいということの予定をしているということで、これは事業者の方のみならず、審査する側にも、こういったところに対応することによって審査漏れとか、手続が遅れているとか、そういったところがある種防げることになってくるのではないかと思います。

いわゆるレグテック・スプテックと呼ばれている、いわゆる金融業界で使われているような用語だと思いますけれども、この保安もかなり様々な手続がございます。これは特に、担い手の方もたくさんいらっしゃいますので、しっかり、よい制度に、あるいはシステムにして、保安また製品安全を支える屋台骨にさせていただきたいというように考えております。

最後に法のところですね。今、法の規制の関係で、直ちに何か課題になっているところの認識はないのですけれども、ただ、委員からおっしゃっていただいたとおりだと思ってございますので、何かしらの規制の課題によってデジタル化ができないということがないよう、その点はしっかり配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○菅原委員

ありがとうございました。

○大谷分科会長

よろしいでしょうか。それでは、小川委員、何かございますでしょうか。

○小川委員

資料４の８ページに関連することなのですが、大学を活用して人材を育てようということを書いてあるのです。

山梨大学のところを書いてある、NEDOのプロジェクトに参画というような形があって、大学が人材を育てていく上ではどうしてもお金が必要で、それでNEDO事業に参加してというのはいい方法だとは思いますが、NEDO事業というのは、成果が非常に重要視される部分があって、教育人材確保という観点からすると、少し失敗することもあるのですね。

成果があまり、思ったようには出ないということもあって、そういう部分も含めて、教育は文科省に任せておくのではなくて、こういった水素の人材を育てるためには大学もプラスの研究設備を買ったりとか、いろいろなお金が必要ですので、人材を育てる観点で広い目を持って、大学の参画をぜひ後押ししていただきたいなど。これは要望となります。

以上です。

○大谷分科会長

ありがとうございました。私も同感するところでございますけれども、要望としてお伺いさせていただいたということでございます。

それでは、LPガス協会さん、御発言をお願いします。

○全国LPガス協会

ありがとうございます。全国LPガス協会でございます。先週開催されました液石小委員会でも同趣旨のことを申し上げたのですが、私どもはそのときに、今日の資料2にも入っておりますけれども、デジタル原則のところにつきましては、我々には中小零細事業者が大変多いというので、取りあえず除外をされるということになっております。

保安ネットをさらに高度化していくというような御説明がただいまございました。当然のことながら、デジタルトランスフォーメーションは世の流れだと思いますので、対応せざるを得ないと思います。ただ、他方、全国2,300万世帯に供給している1万7,000事業者の大半は零細事業者で、中にはホームページさえ持っていないという事業者も多々あるような現状でございます。

ただ、そういう人たちを取り残すわけにもいけないので、いかにして、その人たちを引っ張り上げていくかということが大切になってくるかと思います。そういう意味で、今後、保安ネットを高度化していくに際しまして、そういったサポートをどうするのかということで、これも1つの柱として併せて検討いただければと思っております。

以上でございます。

○大谷分科会長

ありがとうございます。ただいまの発言に何かお考えはありますか。

○佐藤産業保安企画室長

産業保安企画室の佐藤でございます。まず、液石の関係のお話でございます。こちらは恐らく、液石の関係だけではなく、例えば火薬とか、零細の方が担われているような分野は、まさに事務の観点においての業務といったときにあるというお話は自治体の方からも多数いただいておりますので、その観点で、手続のデジタル化の中で何ができるかというところについては考えさせていただきたいと考えてございます。

あと、小川委員から御指摘があったところでございます。NEDOの活用というところに加えて、特に人材育成ということでございますので、経済産業省の産業人材課などではリカレントみたいなところの、学び直しのところでの予算措置なども得られているということで、ちょうど今、予算公募みたいなものも進められてございます。

そういった中で、企業の方が寄附講座ということで、例えば各大学に設置するところを後押しする補助金でございますけれども、そういったところも活用できないかと事業者の方にも周知させていただいて、よりNEDOのお金だけに頼らず、人材の育成というところにもう少し厚みをもって対応することができないか少し政策的に進めていくことができないかなと考えてございます。

実際どうなるかというところはございますけれども、様々な政策を活用して、この後押しを進めていきたいということでございます。

私からは以上でございます。

○大谷分科会長

ありがとうございます。デジタル対応の人材ということに関しては、小学校からデジタル化されているような時代ですので、世代交代によって解決するものだと思いますけれども、いましばらく、まだ対応できないという人が残っているのも事実かと思っておりますので、その辺り、サポートについても検討していただければと思います。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問等、出切ったようですので、質疑応答、意見交換の時間は以上とさせていただきます。

全ての議題が終了しましたので、以上をもちまして閉会としたいと思います。本日は長時間にわたり、いろいろと御議論、御発言いただきまして誠にありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——

お問い合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628